

安全衛生管理体制 選任義務判定ガイド

このガイドは、労働安全衛生法が定める安全衛生管理体制（総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医・安全衛生推進者等・委員会）について、自社にどの選任義務があるかを整理するためのものです。判定は同梱のExcel（選任義務判定シート）で行い、体制が固まったら同梱のPowerPoint（安全衛生管理体制図）に記入してください。

1. 選任義務は業種と従業員数で決まる

労働安全衛生法は、事業場の業種（安衛令2条の3区分）と常時使用する労働者数に応じて、総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医・安全衛生推進者等の選任義務を定めています。人数のカウントには、正社員だけでなくパート・アルバイト等も「常時使用する労働者」に含まれる点に注意してください。

2. 選任基準の一覧

役職	選任基準	根拠
総括安全衛生管理者	業種区分により常時100人 / 300人 / 1000人以上	安衛法10条・令2条
安全管理者	業種区分A・Bのみ、常時50人以上	安衛法11条・令3条
衛生管理者・産業医	業種を問わず常時50人以上	安衛法12条・13条・令4条・5条
安全衛生推進者 / 衛生推進者	常時10人以上50人未満	安衛法12条の2・則12条の2
衛生委員会	業種を問わず常時50人以上	安衛法18条・令9条

3. 安全委員会は別の業種区分（安衛令8条）

安全委員会の設置義務（安衛法17条・安衛令8条）は、総括安全衛生管理者等の業種区分（安衛令2条）とは異なる、より狭い業種リストで判定されます。次の業種は常時50人以上で設置義務があります：林業、鉱業、建設業、木材・木製品製造業、化学工業、鉄鋼業、金属製品製造業、輸送用機械器具製造業、運送業のうち道路貨物運送業・港湾運送業、自動車整備業、機械修理業、清掃業。それ以外で安衛令2条1号・2号の業種に該当する場合は常時100人以上で設置義務があります。安全委員会・衛生委員会の両方の設置義務がある場合は、代わりに安全衛生委員会（安衛法19条）を設置できます。

4. 選任後にすべきこと（届出は電子申請）

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医を選任したときは、労働安全衛生規則第2条2項等に基づき、所轄労働基準監督署長へ届け出る必要があります。総括安全衛生管理者については、選任すべき事由が発生した日から14日以内に選任しなければなりません（同条1項）。令和7年1月1日から、この選任報告は電子情報処理組織を使用した電子申請が原則となりました。本パックには届出様式そのものは含まれていません。厚生労働省の「主要様式ダウンロードコーナー（安全衛生関係主要様式）」で最新の届出方法をご確認ください。

5. 安全衛生管理体制図の使い方

同梱のPowerPointは、判定結果に基づいて必要な役職・委員会だけを記入する社内掲示・共有用の視覚資料です。法令上、この図自体の様式に決まりはありません。氏名・部署名をダブルクリックして編集してください。

本書は一般的な情報提供を目的とするテンプレートです。法的助言を構成するものではありません。

総括安全衛生管理者・安全管理者・衛生管理者・産業医を選任した場合、労働安全衛生規則第2条2項等に基づき、電子情報処

理組織を使用して所轄労働基準監督署長へ届け出る必要があります（令和7年1月1日から電子申請が原則）。本バックに届出様式そのものは含まれていません。